

長太貉譚の伝承と展開をめぐって：記録と説教化

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/23713

長太貉譚の伝承と展開をめぐる

記録と説教化

藤島秀隆

(1)

「長太居るか。居るが何じや。三年先の夫のかたき。」という童謡が、金沢でも明治の初めまで行われていたと『加能郷土辞彙』^(注1)に記載されている。これと同語句が、泉鏡花の傑作の一つとされる『山海評判記』^(注2)の中にも、牝貉の繰り返しの呪詞（または歌か）として採録されている。周知の如く、『山海評判記』は奥能登地方において、最も広範に好んで伝承されてきた「長太貉」譚を素材とした作品である。右の文句は、元来、夫の貉を木挽きの長太に殺害された貉の妻が、木挽き小屋の長太を誘い出そうとする際の問答である。

恐らく民間伝承の語りの一節がそのまま歌謡化され、語られたものと考えられる。しかし、遺憾ながら私は鏡花文学研究の門外漢である。従って、『山海評判記』と長太貉譚との関わりを考究する手立を、現時点においては生憎と持ち合わせていない。それ故に、この問題の解明は他日を期したいと考えている。今、管見に入った長太貉譚の資料としては、『加賀藩史料』^(注3)・『鳳至郡誌』^(注4)・『西保村史』^(注5)・天保四年筆写系伝本・古老の語った昔話、伝説・鏑木勢岐氏の『我が郷土の童話伝説』^(注6)・真宗靈高寺（輪島市大沢町）住職の説教等が存する。

かつて、翁媼児孫が共に暖を炬燵に取っていた頃の話題は、「桃太郎に非ずんば、必この長太貉たりしなり」といわれ、著名な民謡の一つであった。その評価は現今においても不変であると言えよう。この長太貉譚を民俗学の立場から最初に取り上げたのは長岡博男氏であり、氏は昭和三十四年九月、加能民俗の会第百回例会において「長太貉話の展開」と題して研究発表された。がこの内容については今日不詳である。次いで、小倉学博士が昭和四十年七月「能登の民俗」において、「長太ムジナの話」を能登の民話を代表するものとして挙げ、一般に流布している天保四年の記録（伝本）によって、話の筋の大様を記述しておられる。

古来、輪島周辺を中心に人口に膾炙していた長太貉譚は、現今において驚くほど加賀・能登の各地に昔話として語り伝えられている。極言すれば、伝説の昔話化であると言えよう。この現状を踏まえ、更に長岡・小倉両氏の御研究を端緒として、小考は長太貉譚をめぐる諸問題、特に伝承と展開等について考察を進め、論述したいと思ふ。

七尾線輪島駅前から北鉄バス大沢^{オホシ}、上大沢^{カミオホシ}行きに乗り、外浦の海岸沿いに約五〇分。強風や波しぶきを防ぐための間垣が民家の周囲を囲んでいる。ここが長太謠譚の舞台、大沢町（輪島市）である。

この話の初出と思われる記録が藩庁の屈書である。文化四年（一八〇七）十二月、鳳至郡大沢村の百姓五左衛門の弟で長太という木挽が二十七歳の時、山中で老貉と格闘して退治したという闘争譚が詳細に物語的に記録してある。『加賀藩史料』文化五年（一八〇八）

正月の条に「鳳至郡大沢村の長太、老狸を殺したることを屈出づ」と項目が記され、次いで屈書の内容が収載されている。加賀藩士津田政隣^{（注9）}の編著『政隣記』の抄録がそれである。屈書の全文を引用するには長文過ぎるので、その大要を左に示す。（なお、『鳳至郡誌』には、『成瀬氏旧記』が引用されているが、これは『政隣記』の記事と比べて全般的に同文である。『成瀬氏旧記』は藩の人持組に属した成瀬氏の所蔵文書より発見されたものといわれ、文政四年（一八二一）長太二十七歳の時の事件として記してある。しかるに、末尾には辰五月（文政五年）とあるが、『政』は「化」の誤記と思われる。文化五年は戊辰、文政五年は壬午の年である。文化五年から算えて十四年後が文政五年に当る。）

『政隣記』及び『成瀬氏旧記』記載の藩庁の屈書は、藩の役人が長太から事件の状況について聴取したという体裁を備えている。

①文化四年十二月十四日夜五つ半ころに長太の寝泊る稼小屋の外から呼ぶ者がいる。

其許母急病指発り、最早命之程も難計候間、此方と致同道早速帰候様、人声に不遑申聞候に付、長太答候者、誰に候哉、母

いか様之病に候哉与尋候処、其答は不申、頼に前之通申聞候に付、定而狐狸之所為と存。（傍線筆者による。）

長太は「健気者」であり、少しも怖れず屋外に出なかつた。夜明けに早速帰宅し母に尋ねると「母気分少しも相替儀無御座候」であつたので、長太は重ねて狐狸の仕業と思うのである。

②十五日、仕事を終え稼小屋で休息していた夜六つところに前夜の通り呼ぶ声がする。返答せず無視していると、今夜は其方を捻り殺してやるから屋外へ出ろという。

③暫時待てと申し入れてから、程なく小屋の入口に懸け置いた筵を引き破り、怪物が首を覗かせた。その正体は「面鉢薄黒く、眉目如人にして、凡丈六・七尺計も有之程之人形なる者」であつた。

④心中では大いに驚いたが、素知らぬ顔をして思案した。「狐狸之我を欺き、容態を變じ参候には相違」ないと確信を高め、斧を脇に置き、たばこを吞んでいたところへ怪物が飛び込んで来た。いつの間にか小屋の外へ連れ出された。怪物は大きな者であり、長太は組み伏せられてしまった。

⑤夜明けになつて隙を見て斧を打ち込み、怪物に二カ所の疵を負わせ追ひ払つた。家人は帰宅した長太の顔色、容貌、口調が尋常でないと売薬を服用させたところ、正氣に戻つた。長太は、怪物と闘争したことを物語つた。その後、長太は何となく物事に驚き、夜中に狂気の如く叫ぶ状態が続いたが、医師の介抱により快復した。

⑥十二月二十七日、怪獣の屍骸が隣村西二又枝村せりけの百姓九郎三郎の物置売小屋の内で見えられた。長け五尺余の怪獣が右の尻足と咽の下に斧疵を各一カ所被つていた。先夜長太が組み留めた狸に相違なかつたので、彼は皮等を剥ぎ取って持ち帰り、乾し上がった皮の長さは五尺三寸であつたのである。

物語的要素の濃厚なこの屈書は、大別すると前半は怪物の呼び掛

けとそれに伴う鬭争譚、後半は怪獸（正体は狸）の屍骸の発見及び
鞆皮の話となっている。全般的に木挽長太の武勇が強調され、その
内容は伝奇的形式を強く採っていない。むしろ、藩庁への届出はむ
やみに伝奇を報告しないのが通例なのであろうか。最も重要な記事
は、届書の末尾に「右御算用場へ、皮相添及届候由承に付記之」と
記された事項である。退治した狸の皮を藩の御算用場へ証拠品とし
て提出し、届出たのを聞いたので委細を書き留めたというのである。
この届書の背景には、怪獸退治への称賛もあろうが、むしろ退治し
た狸の皮を藩侯の上覧に供したいという意図が、長太及び藩吏の両
方に存在していたと考える。当然、皮の献上という意向も存したも
のと思われる。極論すれば、藩吏から老臣を経て藩侯の上覧（また
は献上）という過程と経緯が届書の段階で意識的に削除されたと理
会したい。因に、後に一般に流布した記録（後述）によると、退治
した貉（狸ではない）の皮の長さ五尺三寸、幅二尺八寸もあり、
藩の御算用場に提出して、藩侯の上覧を経て、著名な老臣（加賀藩
の老臣八家の一つ）村井氏が購入したとある。

届書における次の問題は、怪物の正体が狸と判明するのは屍骸を
検分してからである。しかし、長太は稼小屋の外から呼ぶ正体不明
の怪物を再三に渡り狐狸の仕業と察知している人物として記録され
ている。怪物は日没から出現して長太を悩まし、夜明けになると姿
を晦ます。致命傷を負ったのも私曉である。山中において人間に類
似した異常な者との出合い譚は、昔話の世界で主役として登場する
動物の妖怪譚と類似している。民俗学では、妖怪は一応その出現の
場所によって便宜上、(一)山の怪、(二)路傍の怪、(三)家・屋敷の怪、(四)
海上・海中・海岸の怪、(五)川の怪、(六)巡回する怪、(七)その他の怪の
七種に分類している。当然、届書は山の妖怪譚であり、例えば関敬吾
氏の『日本昔話集成』^(註11)の昔話の型を仮に適用させると、「愚な動

物」譚の範疇に属するものと言えよう。その点から勘考すれば、届
書の中には、昔話「愚な動物」譚的要素の投影が認められる。

(3)

さて、『政隣記』記載の文化五年の届書から二十六年後の天保
四年（一八三三）、長太四九歳の年の談話を記した記録が大沢村の十
村役筒井家にあり、その伝本が一般に流布しており、異本も存在す
るといわれている。^(註12)しかしながら、私は長太の実話を記録した筒井
家蔵記録と異本は未見である。しかし、記録した文書の写本が大沢
の橋爪家に所蔵されている。それによると、表題には「大正十一年
十月三十日 長太貉之記 鳳至郡西保村字大沢 橋爪長三郎」と墨
書してある。写本一冊、美濃紙袋綴、縦二四・五裡、横十六・五裡、
丁数は二十二丁、本文は一面十三行、奥付には「天保四癸巳秋書之」
と記してある。この系統の写本（伝本）を、私は天保四年筆写系伝
本（以下、伝本と記す）と呼称したい。何故に長太は二十六年間も
自己の体験談を克明に語らなかつたのであろうか。また、周囲も筆
録しなかつたという単純な疑問が生ずるのである。この疑念に対し、
伝本には筆録の動機が記されている。それによると、長太が貉を殺
して名を海内に挙げたことを称賛し、長太の物語の順末を記して筒
井家の記録として置きたい。文化の始め頃に貉の記録なるものが存
在したが、その後紛失した。そこで天保四つ^(註13)の年夜長の頃に長太を
筒井家に招き、（十村役の筒井某が）長太と膝組み合わせて、話の
始末を問い窮めた^(註14)と記している。筒井家の当主による聞き書きとい
う体裁であるが、長太の談話を実話と想定した場合、この当主は筒
井家系譜によると、十代内記成功（天保十年十月没）かと思われる。
一方、大沢の霊高寺住職、稲垣秀海師の説教「長太貉」によると、

筒井げんのじよう（源之丞か）という当主が、長太郎を呼んで毎夜語らせ、それを聞き書きしたと説いておられる。

伝本による大要を記すと次のようである。

①文化の頃、鳳至郡七浦の庄大沢村の百姓五左衛門の弟に長太という木挽がいた。文化四年長太二十三歳の時、芹池村の太郎三郎・助右衛門ら所有の松林を買い受け、同年十一月六日之を伐採するため山へ入る（中略。届書と大同小異であるが、増補・潤色が顕著）。

この貉の皮の長さ五尺三寸、幅二尺八寸もあり、藩の御算用場に提出して、藩侯の上覧を経た後、老臣村井氏が購入し医師坂元信老に与えた。牙の長さは三寸一分でその先は鋭くなく、すりこぎ状をしていた。これは郡奉行菅野兵左衛門、高田弥左衛門に贈る。

②此事があつてから五年後の文化八年五月、長太は大沢より一里余り離れた大平谷で、朋友長右衛門と共に炭焼をしていたが、九月長右衛門は家に帰り、長太のみ残っていたところ、二十三日の夜半に山中大いに震動して、相次いで種々の怪異があつた。二十六日暮六つ頃、年齢十八、九の美女が空色地に裾模様のある綿入を着て、兼房染の胴着を重ね、晒し木綿の手拭をゆるやかに被り、静かに小屋に来て長太にいうには、「我が夫、汝が昼夜の別なく山中を往来するのを悪み、汝を除かんとしたがかえつて汝のために一命を失つた。我は当時播磨にいて変事を知らなかつた。我は芹池山字ワカサに出生して千七百年を経ている。今夫のため讐を報いんとしてここに帰つて来たのだ」といい残して退去する。それから長太の山小屋に連夜現われ害を加えようとした。長太は大沢に帰り、殿前某に頼み観音の御守り（護符）を得て、常に首に掛けたるところ、牝貉は遂に素志を果すことが出来ず、長太に請うて亡夫の法会を営んでもらつた。長太は靈高寺において住僧を招き仏事を営んだところ、参詣人は堂に満ち、その夜怪女は長太の寢室に現われ涙を浮かべ深謝して

去つたというのである。

次に藩庁における届書（『政隣記』等）と伝本との若干の相違について述べてみよう。

第一に伝本では、木挽を業とする長太が二十三歳の時の実話とし、前半の怪物との闘争譚では届書の「狸」に対して、伝本では八百年を経た老貉である。長太が夜中に山中を徘徊して邪魔するのは許せないといつて大格闘する。第二に伝本は老貉との闘争譚の後に付録的記事として、貉の皮の行方が具体的に記載されている。第三として、伝本には後半の後日譚、すなわち、五年後（実は四年後）仇討ちに來た牝貉が長太の所持する観音の護符のために、本懐を遂げることが叶わず、長太に請願して亡夫（牡貉）の法要を靈高寺で営んでもらい去るという潤色された付加譚があるが、届書にはこの後日譚は全くない。第四に届書では長太の人物像が不詳であるが。伝本では人物描写が顕著かつ具体的である。容貌怪偉で骨太で身長五尺二寸に満たず、頬は広く抱瘡の跡がまだらで、顔色は赤黒く、髪の毛は油を用いず藁などで結び、人より酒を呑み強勇の男である。深山幽谷も深夜の往来も友あるが如しの状態なので、古貉が憎み殺除を図るのである。第五として、伝本における後日譚の潤色は、長太の身を守つた「観音の御守り」及び長太に殺害された牡貉の靈高寺住僧による盛大な法事、更に牝貉が先非を悔いて姿を消したことから推測して、その背景に先ず観音信仰靈験が説かれている。次いで、観音の御守りを長太に与えた殿前某は筒井家の番頭であり、彼もしくは筒井家が観音信仰者なのであろうか。先に私は別のところで後日譚は靈高寺の観音信仰宣布による所産と指摘したことがある。しかし、その後靈高寺で聴聞したところ住職の稲垣秀海師は、長太郎に六字の名号（南無阿弥陀仏）を魔除けとして書き与えたと説教されたのである。いずれにしても伝本の後日譚は、靈高寺の僧侶

による布教のための「語り物」としての色彩が濃厚と言えよう。更に浄土真宗の影響が強く反映しているのである。

(4)

加賀・能登には貉に関する話が多い。人間に化け人間に殺される貉話には、何かしら悪人譚の性格の一端が窺える。長太貉譚が奥能登から加賀へ広く流布した事由は、藩庁の届書、著名な老臣による貉の皮の購入、更には木挽長太の武勇譚が庶民層に支持され愛好され伝承したものと考える。炉辺談話には最適の話として人々に歓迎されたものと言えよう。語り手が聞き手を深く傾聴させたのは、貉が小屋の中の長太を誘い出そうと「長太居るか」「居るが何じや」「三年先(また五年先)の夫の敵」という問答のくだりであろう。今一つ牡貉と長太との大格闘の場面も語り手が微に入り細にわたって熱弁をふるうに打って付けの条と言える。今管見によると、長太貉譚の「昔話」の報告例、採集例の資料は手許に十三例ある。記録、伝本、説教、昔話という伝承過程においてそれぞれが潤色され、さまざまな異伝承が生まれた。説教と昔話の詳述は紙幅の制約上、後日を期したいと思う。

天保四年筆写系伝本は、実際に長太自身が実話を語ったものなのであろうか。何本かの伝本及び異本精査をせねば断言は出来ないが、一つの疑問が絶えず脳裏を去来するのである。天保四年長太四十九歳の時の談話とされる聞き書き譚は、長太に仮托した何者がが語ったのを記録したものであろうと考えている。

〈付記〉本稿は「昔話伝説研究」第三号(昭和四十八年三月)収載の拙稿「能登の昔話小考」の一部を改稿し、遺漏を補填したもので

ある。ただし、昔話「長太貉」については、参照されたい。

注1 日置謙編『改訂増補加能郷土辞彙』(昭和四十八年十月、北国新聞社刊)の長太貉の項参看。

注2 鏡花全集第二十四巻参照。「山海評判記」は昭和四年に「時事新報」に連載された。推測するに、鏡花は執筆に際して大正十三年三月刊の「鳳至郡誌」収載の長太貉譚を、参考資料の一つにしていたものと考ええる。全集「七年前の夫の仇」。

注3 前田育徳会、日置謙編『加賀藩史料』第十一編(昭和十二年十二月清文堂出版刊)。

注4 鳳至郡役所刊。第二十三章西保村参看。

注5 昭和三十五年十一月 輪島市西保公民館刊。第三章参看。

注6 昭和四年三月 加越能史談会刊。

注7 前掲「鳳至郡誌」を参照されたい。

注8 「能登半島學術調査書」(石川県刊一九六五)の第七部を参照されたい。

注9 文化十一年没、五十九歳。「政隣記」(外題「政鄰記」)は加賀藩の史実を記録したもので、原本三十一冊は金沢市立図書館加越能文庫所蔵である。

注10 「民俗学辞典」(昭和三十八年七月 東京堂刊)に拠る。

注11 全三部六巻(昭和四十七年四月 角川書店刊)。昔話の型は第三部笑話2を参照。

注12 国立石川工業高等専門学校名譽教授小倉学博士のご教示による。

注13 先述の「政隣記」・「成瀬氏旧記」の記録の如き、藩庁の届書と同文的なものを筒井家が所蔵していたのか、あるいは長太から直接筒井家が聴取した記録が別に存在していたものと考ええる。

注14 「加能郷土辞彙」及び「鳳至郡誌」等参照。

注15 「鳳至郡誌」・「西保村史」等を参照。(金沢工業大学教授)